(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度
変更年度	平成24年度
計画主体	みなかみ町

みなかみ町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農政課 農政グループ

所 在 地 群馬県利根郡みなかみ町後閑318

電 話 番 号 0278-62-2111

F A X 番号 0278-62-2291

メールアドレス m-gousaswa@town.minakami.gunnma.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、カラス、ツキノワグマ、ハクビシン、
	ニホンジカ、ニホンカモシカ
計画期間	平成23年度 ~ 平成25年度
対象地域	みなかみ町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成22年度)

鳥獣の	被害の現状	
種類	品目	被害数値
	野菜(大根、トマト、トウ モロコシ、枝豆、カボチャ、 ハクサイ) 果樹(リンゴ)、シイタケ	3 1 0 万円 7. 0 h a
イノシシ	コンニャク、ジャガイモ、 稲、果樹、飼料作物	320万円 3.0ha
カラス	果樹(リンゴ)稲、野菜	80万円 0.8ha
	果樹 (リンゴ、桃、プラム) トウモロコシ	300万円 2.5ha
ハクビシン	果樹(リンゴ、ブドウ)	50万円 0.4ha
	桑の新芽、果樹の新芽、 葉菜類、幼木	30万円 0.5ha
	果樹の新芽、野菜の新芽、 牧草、葉菜類	100万円 1.0ha

(2)被害の傾向

(2) 彼き	雪の傾向
ニ ホ ン ザル	平成22年度の群馬県自然環境課の調査及び町独自調査の結果、水上地区11群415頭、月夜野地区3群190頭、新治地区8群516頭、合計1,121頭が生息している。被害地域は、林縁部から人家近くや観光街まで及び、野菜や果樹を中心に干し柿や貯蔵用の根菜類にまで及ぶ農業被害の他、人家の屋根やベランダに侵入したり、通学路近くを移動するなど、生活環境の被害もあり、更なる被害地域の拡大が懸念される。
イノシシ	イノシシは古くから町内に生息しているが、近年は農作物を 食餌する事による高栄養化や、越冬しやすい環境などの影響も あり、予想を上回る速度で個体数が増加していると思われる。 根菜類、水稲、果樹、飼料作物等に被害が発生しており、山林 周辺の田畑に被害が多く発生している。被害の多い地域に電気 柵による侵入防止を行ったところ、設置地域の被害は減少して いるが防除地域以外の田畑に新たな食害や掘り起こしが発生し ており、イノシシ被害が皆無であった地域に出没することが増 えている。前々から出没の多い地域では対応策が行われている 地域もあったが、近年になり出没が増えている地域では、対応 策に遅れがあり、出没が日常化し被害が大きくなる傾向がある。
カラス	夏から秋を中心に水稲、果樹に被害が発生している。
ツキノワグマ	平成22年度は全国的に出没の当たり年であったため、町でも多数の出没があり人身被害も発生した。農業被害の件数も多くなっており、秋の収穫期を迎えた柿やリンゴに被害が多く発生してる。例年、収穫期を中心に果樹やトウモロコシに被害が発生しているが、人家近くにも出没することもあり、人身被害の発生も懸念される。
ハクビ シン	5年ほど前から果樹を中心に被害が発生しており、被害地域 は拡大している。更なる被害の拡大が懸念される。
ニホンジカ	近年、出没件数や食害の件数が増えており個体数が増加して いると思われる。
ニホンカモシカ	

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(平成22年度)	目標値(平成25年度)
ニホンザル	3 1 0 万円 7. 0 h a	215万円 4.9ha
イノシシ	320万円 3.0ha	220万円 2. 1ha
カラス	80万円 0.8ha	55万円 0.5ha
ツキノワグマ	300万円 2.5ha	210万円 1.7ha
ハクビシン	50万円 0.4ha	35万円 0.2ha
ニホンジカ	30万円 0.5ha	20万円 0.3ha
ニホンカモシカ	100万円 1.0ha	70万円 0.7ha

(4) 従来	K講じてきた被害防止対策	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	群馬県鳥獣保護事業計画に基づき編成	狩猟者の減少に伴い捕
に関す	した有害鳥獣捕獲隊員が、銃器及び捕獲	獲従事者の育成が急務
る取組	オリ、くくりワナ捕獲隊員を使用し対象	である。また、効率的
	鳥獣の捕獲にあたっている。また、捕獲	な捕獲や錯誤捕獲の防
	隊員の増員を図るため狩猟登録経費の補	止のため捕獲器材の導
	助を行うと共に、農業者等のわな免許取	入、普及促進が課題で
	得を推進している。イノシシ対策の大型	ある。大型捕獲檻は設
	捕獲檻(6m×8m)28基、中型捕獲	置後の管理状況により
	檻(3m×3m)を30基整備し、農業	捕獲数に差があり、適
	者や地域に貸出して捕獲の推進をしてい	切な管理が課題である。
	る。また、イノシシ捕獲用くくりワナを	
	捕獲隊員に配付して捕獲の推進を行って	
	いる。ハクビシンの出没件数も増えてい	
	るため捕獲オリを45基整備して捕獲の	
	体制を整備している。捕獲個体について	
	は、捕獲隊員や地域の住民が埋設等の処	
	理を行っているほか、ツキノワグマにつ	
	いては、個体の一部を資料として研究期	
	間に提供している。	
防護柵	侵入防止柵は、平成20年度から22	被害地域では、高齢
の設置	年度の3年間に国及び県の補助事業を活	化及び兼業農家が増え
等に関	用し、イノシシを中心とした侵入被害防	ているため、対象鳥獣
する取	止のため、延べ約40Kmの電気柵を設	の住みかとなる耕作放
組	置しており、受益者を中心とした地域住	棄地増加し被害拡大の
	民による管理を行っている。	要因となっている。
- '		· '

緩衝帯の整備は、森林の刈り払い28.5 haと林縁部の刈り払い25 kmを行い、鳥獣の出にくい環境整備を行っている。ニホンザルについては発信機を装着して行動域や個体数の調査を行い、追い払いや管理に活用している。ニホンザル、カラスを地域住民が自ら追い払いを行うため、ロッケト花火及び轟音玉を支給している。

(5) 今後の取組方針

被害防止計画を策定し有害鳥獣対策協議会を中心とした被害防除事業を行い、野生鳥獣による農作物被害の縮減に努めたところ、全体では僅かながら縮減傾向になっているが、被害が拡大している獣種もあるので、今後も侵入防止柵の設置や農作物残さの適正処理等の被害管理、計画的な対象鳥獣の個体数管理、緩衝地帯の設置等の生息地管理の施策を総合的に実施する。

ニホンザル	県の生息状況調査及び町調査の結果を踏まえ、県保護
	管理計画に基づき個体数調整計画を策定し、檻による捕
	獲を中心とした個体数調整を行い、本来の生息域へ追い
	上げるよる被害の拡大防止を図る。
イノシシ	導入した侵入防止柵付近の効果を高めるために、防止
	柵付近に捕獲檻を設置して捕獲を推進し個体数の調整を
	図る。また、地域共同での防止柵の設置及び管理すると
	ともに、生息環境の整備や緩衝帯の設置を推進する。
カラス	銃器及び捕獲箱による捕獲に加え、花火等による追い
	払いを行う。
ツキノワグマ	農作物被害のほか人的被害の不安があることから、人
	身の被害の発生または、発生のおそれがある場合は、捕
	獲を行う。
ハクビシン	県補助事業で整備した小型檻による捕獲を推進するた
	め、被害農家自身が捕獲従事者になる為のわな猟免許の
	取得を促す。
ニホンジカ	個体数が増え被害件数が増加する場合には、有害鳥獣
	捕獲により捕獲を目指す。
ニホンカモシカ	被害件数が増えた場合には個体数調査を行い、特定鳥
	獣保護管理計画による個体数調整を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、群馬県第 1 1 次鳥獣事業計画により設置した、みなかみ町有害鳥獣捕獲隊員のほか、特措法第 9 条により定められて設置したみなかみ町鳥獣被害対策実施隊が行う。また、わな免許所持者である被害農業者については、有害鳥獣捕獲隊員及び鳥獣被害対策実施隊員と連携した捕獲体制を補完する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	ニホンザル、イノシ	みなかみ町有害鳥獣対策協議会、
	シ、ツキノワグマ、	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な
	カラス、ハクビシン、	捕獲機材を導入するとともに、これ
	ニホンジカ	らの機材を使用した捕獲講習会を開
		催する。
平成24年度	ニホンザル、イノシ	みなかみ町有害鳥獣対策協議会、
	シ、ツキノワグマ、	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な
	カラス、ハクビシン、	捕獲機材を導入するとともに、これ
	ニホンジカ	らの機材を使用した捕獲講習会を開
		催する。
平成25年度	ニホンザル、イノシ	みなかみ町有害鳥獣対策協議会、
	シ、ツキノワグマ、	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な
	カラス、ハクビシン、	捕獲機材を導入するとともに、これ
	ニホンジカ	らの機材を使用した捕獲講習会を開
		催する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

(6) 对象心的对面及时自		
捕獲計画数等の設定の考え方		
近年の捕獲頭勢	数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計	
画を設定する。		
ニホンザル	水上地区、新治地区については、地区内のほぼ全域に	
	出没しており、町内全体で被害地域が拡大していること	
	から、個体数調整計画を定めて捕獲檻を中心とした捕獲	
	を行う。これには、近年出没が出始めた商業地域付近で	
	の全頭捕獲も含めた捕獲、山間部に近い地域では群の個	
	体数調整の捕獲を行い、3年間で加害個体数の半減を計	
	画する。	
イノシシ	出没地域が侵入防止柵外の隣地に移動している傾向が	
	あるため、侵入防止柵の設置と捕獲檻の設置をセットに	

	した捕獲体制により捕獲を推進する。
カラス	町内各地区において、稲、果樹等への被害が発生発生
	していることから、過去5年間の捕獲実績に基づき30
	羽を捕獲する。
ツキノワグマ	被害防止のため、やむを得ない場合関係機関と協議の
	うえ捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。3~
	5年の周期大量出没する傾向にあり、対応できるよう捕
	獲檻の整備を行う。
ハクビシン	近年、出没が増え被害が拡大しているので、隣接市の
	状況踏まえ50頭を捕獲する。
ニホンジカ	狩猟による捕獲を優先しているが、現在より被害が拡
	大する場合には有害鳥獣捕獲を行う。
ニホンカモシカ	捕獲計画は定めない。急激な被害の増加があれば、特
	定鳥獣保護管理計画による個体数調整の対象とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	2 4 年度	2 5 年度
ニホンザル	400頭	400頭	300頭
イノシシ	250頭	250頭	250頭
カラス	30羽	30羽	30羽
ハクビシン	5 0 頭	50頭	5 0 頭
ニホンジカ	3 0 頭	3 0 頭	3 0 頭
ニホンカモシカ	_	_	_

捕獲等の取組内容		
対象鳥獣については、関係法令のほか群馬県が定める第11次鳥獣保護		
事業計画の方針	に基づき実施する。	
ニホンザル	被害地域のおいて、被害が集中して発生する6月から	
	収穫が終了する次期を中心に農地及び農地周辺の山林等	
	において、銃器及び捕獲オリによる捕獲を行う。山間部	
	以外においては、エサの無くなる冬期間にも捕獲檻によ	
	る捕獲を行う。	
イノシシ	設置型捕獲檻は年間をとうして捕獲を行うため、猟期	
	外は有害捕獲を行う。被害報告が多い4月から11月ま	
	での期間は、捕獲檻及びワイヤートラップにより捕獲を	
	行う。また、猟期終了後に銃器による予察捕獲を実施す	
	る。	
カラス	生育期から収穫時期の果樹園及び水田付近において、	
	銃器による捕獲を行う。	

ツキノワグマ	人身被害防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効
	果的な方法により捕獲を行う。
ハクビシン	被害が発生する生育期から収穫時期の果樹園等におい
	て、捕獲檻を使用して捕獲を行う。
ニホンジカ	被害が拡大する場合には、有害鳥獣捕獲を行う。
ニホンカモシカ	被害が拡大する場合には、特定鳥獣保護管理計画によ
	る個体数調整の捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域		対象鳥獣
該当なし	該当無し	ען איייק פע

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	2 4 年度	2 5 年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ	電気柵 50,000m 金網柵 10,000m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

(= / C = / L		124
年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	ニホンザル	関係機関と連携して各種研修会を開催
	イノシシ	し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。
	ツキノワグマ	森林周辺部の除伐、下刈り等を行い緩
	カラス	衝帯を設置するとともに、野猿調査員に
	ハクビシン	よる行動域調査を実施し、地域住民と連
	ニホンジカ	携した追い払いを行う。
	ニホンカモシカ	
平成24年度	ニホンザル	関係機関と連携して各種研修会を開催
	イノシシ	し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。
	ツキノワグマ	森林周辺部の除伐、下刈り等を行い緩
	カラス	衝帯を設置するとともに、野猿調査員に
	ハクビシン	よる行動域調査を実施し、地域住民と連
	ニホンジカ	携した追い払いを行う。
	ニホンカモシカ	

平成25年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ カラス ハクビシン ニホンジカ ニホンカモシカ	関係機関と連携して各種研修会を開催 し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の除伐、下刈り等を行い緩 衝帯を設置するとともに、野猿調査員に よる行動域調査を実施し、地域住民と連 携した追い払いを行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みなかみ町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲。
利根沼田猟友会、水上支部、月	加害鳥獣の捕獲、追い払い。
夜野支部、新治支部会員	
利根沼田環境森林事務所	加害獣捕獲に関する事項及び技術供与と
	支援。
利根沼田農業事務所	技術供与と支援。
沼田警察署	人身被害発生予想時の緊急捕獲立ち会
	い。
みなかみ町	各関係機関との連絡調整。

(2) 緊急時の連絡体制

利根沼田環境森林事務所へ捕獲申請→町内猟友会該当地区支部長及び該 当地区捕獲隊長へ連絡→場合により警察署へ連絡→加害獣の捕獲。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称 み		かみ町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称		役割
みなかみ町		協議会の運営
利根沼田猟友会		
水上支部(水上猟友会)		鳥獣の捕獲、追い払い。
月夜野支部 (月夜野猟友会)		野生鳥獣の生息状況等の情報の収集。
新治支部 (新治猟友会)		
利根農業事務所		技術供与と支援。資料収集。情報の共有
利根環境森林事務所		技術供与と支援。資料収集。情報の共有
利根沼田農業協同組合		協議会と被害農家の連携。各種情報の収

	集と連携。
被害地区区長	被害農家から協議会への被害の連絡。協
	議会と被害農家の連携。
みなかみ町議会	町民からの要望等の集約、報告。
みなかみ町農業委員会	協議会と被害農家の連携。各種情報の収
	集と提供。
被害農家代表	被害現場の集約、情報提供及び情報共有。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援セ	鳥獣被害防止対策施策等の関わる指導及び
ンター	助言。
日本獣医生命科学大学野生	群馬県調査における報告会及び研修会での
動物学教室	講師。
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査検体(ツキノワグマ等)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

利根沼田猟友会水上支部、月夜野支部、新治支部に所属する有害鳥獣捕獲隊員のうち、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる者として、特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」を任命し、対当する地域の対象鳥獣 7 種の捕獲を担うこととする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が開催する農業者を対象としたワナ免 許取得講習会等へ積極的に参加し、被害防止対策の実施体制を整備する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル、ツキノワグマについては、研究期間に学術研究のため資料 として提供するほか、生態系に影響を与えない方法で埋設する。イノシシ については、有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊に処理を委ねる。カ ラスについては、生態系に影響を与えないような方法で埋設する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者が共通の認識を持つための研修会を開催 し、組織の充実を図る。